

会議録要旨

会 議 名	山陽小野田市空家等対策協議会（令和３年度第１回）
開 催 日 時	令和４年１月２８日（金） １８時００分～１９時４５分
開 催 場 所	ＷＥＢ開催
出 席 者	藤田剛二市長、金田和博委員、岡田卓司委員、瀬口潤二委員、 磯谷美津子委員、石部智子委員、村上景二委員、村元俊介委員、 橋本俊昭委員 以上９名
欠 席 者	１名
傍 聴 人	なし
事務担当課	市民部生活安全課 川崎部長、山本課長、西村課長補佐、白神主事
会 議 次 第	１ 会長あいさつ ２ 報 告 （１）空家法基本方針及び特定空家等ガイドラインの一部改正について （２）空家等の相談等への対応状況について （３）空家等対策事業について （４）個別案件の報告 （５）特定空家等の対応状況について ３ 議 題 特定空家等の認定について ４ その他
会 議 結 果	１ 会長あいさつ ２ 報 告 （１）空家法基本方針及び特定空家等ガイドラインの一部改正について 資料１に沿って、事務局より説明 ○質疑は以下のとおり

<委員>

改正のポイントの（１）「所有者等の所在を特定できない場合等において、市町村長が申立てを行うことが考えられる」というところについては、最近成立した所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の第３８条で、民法上の特則として、都道府県知事と市長村長が不在者財産管理人の選任の申立て権を持つことが明記されたことを補足として情報提供する。

（２）空家等の相談等への対応状況について

資料２に沿って、事務局より説明

○質疑は以下のとおり

<委員>

資料２の助言中の内容について説明はあるか。

<事務局>

樹木や雑草の繁茂、または建材の飛散について、所有者に善処を依頼し、老朽危険空家等除却促進補助制度を活用され、解決に至ったケースがある。

（３）空家等対策事業について

資料３～７－１に沿って、事務局より説明

○質疑は以下のとおり

<委員>

資料４の空き家バンクについて、目標値はあるのか。

<事務局>

登録件数を３０件にすることを目標としている。

<委員>

利用希望申請の意味について説明を求める。

<事務局>

利用希望申請とは、空き家バンクのホームページで空き家を閲覧された方が、その空き家に住んでみたい、空き家を借りたいという希望があった場合に申請していただくもので、利用希望申請書を提出していただいた後、利用希望者には所有者の連絡先を、所有者には利用希望者の連絡先をそれぞれ伝えて、相互に連絡をとっていただくという流れで運営している。

<委員>

空き家バンクのホームページを運営している側が、市を通さずに

空き家を登録することはないのか。

<事務局>

運営業者が、市を通さずに空き家を登録することはない。

<委員>

空き家バンクのホームページが2つあるが、同じ物件を2社に依頼して掲載しているということか。

<事務局>

全国版空き家バンクを運営しているのがこの2社であり、同じ物件を2社のホームページに掲載することで、より多くの方に見ていただくことができる。なお、この2社は、国土交通省が公募によって選定した業者である。

<委員>

片方のホームページしか見ない人が成約した場合、もう片方のホームページでも成約済となるように連動しているのか。

<事務局>

空き家バンクのホームページについては、市が登録や削除を行っており、見せ方は異なるが、基本的に同じ物件を同じ内容で掲載している。

<委員>

同じ物件を複数人が興味を持った場合は、先に申請をしたものと成約することになるのか。

<事務局>

利用希望申請書を先に提出した方が、早く決まる可能性はあるが、所有者と利用希望者との合意が得られて初めて成約となるので、必ずしも先に申請した者に決まるというわけではない。

<委員>

所有者が、複数の者と同時進行で協議することはあるのか。

<事務局>

同時進行の可能性は十分あり得る。

<委員>

解体事業者については、市が指定するものではないと書いてあるが、産業廃棄物の最終処分場に持ち込める業者というのは限られていると思うので、市内・市外を問わないとしていると考えて良いか。

<事務局>

改修補助、除却補助の元請については、あくまでも市内の業者と

	指定しているが、最終処分については、市外の業者になることはあり得る。なお、来年度事業として予定している家財道具の処分補助については、本市に登録のある一般廃棄物の収集運搬許可業者を条件にする予定である。 <委員> 申請者が、どの業者に頼んでよいか分らないということが考え得るので、業者の一覧があれば、申請しやすくなるのではないか。 <事務局> 特定の業者を紹介することはできないので、市の指名競争入札の登録業者の一覧表や電話帳の写しをお渡ししている。 <委員> 申請者に渡している資料のよくある質問の回答には、「紹介することはできない」とあるが、回答の表現を修正すべきではないか。 <事務局> 来年度のパンフレットに盛り込みたい。 (4) 個別案件の報告 資料7-2及び資料8に沿って、事務局より説明 非公開 ○質疑なし (5) 特定空家等の対応状況について 資料9に沿って、事務局より説明 非公開 3 議 題 特定空家等の認定について 資料10に沿って、事務局より説明 非公開 4 その他 事務局から空家セミナー&相談会について説明 5 閉会
--	---